

第46回 定時株主総会 招集ご通知

2018年1月1日～2018年12月31日

日 時

2019年3月15日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

B-R サティワン アイスクリーム株式会社

証券コード：2268

目 次

第46回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	2
計算書類	14
監査報告書	17
株主総会参考書類	21
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 監査役3名選任の件	
第5号議案 役員賞与支給の件	

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目1番1号
B-R サティワン アイスクリーム株式会社
代表取締役社長 渡 辺 裕 明

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月14日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月15日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
3. 目的事項
報告事項 第46期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.31ice.co.jp/contents/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「個別注記表」とで構成されています。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.31ice.co.jp/contents/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期(2018年1月～12月)における日本国内の経済環境は、政府による経済・金融施策を背景に企業収益や雇用情勢・所得環境の改善が継続し、個人消費が増加基調を辿るなど、総じて緩やかな回復傾向が続きました。一方で米国の通商政策により懸念される貿易摩擦の影響、地政学的リスクなどから、依然として景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

また、アイスクリームを含めたデザート市場は年々拡大し続けており、外食業界ではInstagramやLINE、Facebookなどを中心としたSNSを使ったコミュニケーションやプロモーションが急速に進化し、業態を越えた競争が一層激化しております。

このような環境の下、当社ではサーティワンアイスクリームの永遠の経営モットーである“*We make people happy*”「アイスクリームを通じて、お客様に幸せをお届けします。」をスローガンに、全てのお客様に高品質で美味しいアイスクリームと“FUN(楽しいこと、嬉しいこと、感動すること)”に満ちたひとときを提供し、日本で最も愛され親しまれるチェーンとなることを目指すとともに、企業の継続的成長の維持と、企業価値の増大に努めてまいりました。

当期のマーケティング戦略は、店頭強化による既存店の活性化を最重要課題とし、アイスクリーム専門店にしかできないフレーバーの投入や、専門店ならではのサービスを提供するとともに、キャンペーンを強化してまいりました。

これらに基づく施策として、毎月「フレーバー・オブ・ザ・マンズ」として魅力的なアイスクリームを発売するとともに、ゴールデンウィークは「ダブルコーン・ダブルカップ31%OFF」、最盛期に「チャレンジ・ザ・トリプル」(6月1日～7月16日)、「ミニオン」・31・ジャック」(7月17日～8月30日)キャンペーンを実施しTVCMで告知したほか、オケーションに合わせた「イースター」や「ハロウィン」「クリスマス」キャンペーン、「ディズニー」キャラクターをデザインしたカップにアイスクリームを入れて提供するプロモーションなどを実施しました。コミュニケーション・ターゲットは今年も情報発信力の強い女子中高生に設定し、TVCMや会員サイト「31cLub」の他、LINE、Facebook、TwitterなどのSNSも活用して告知を強化し、ヘビーユーザーや新しい顧客の来店促進を図りました。

また、市場環境の変化に対応した店舗戦略として、店頭でキャンペーンやお勧め商品を動

画により発信する「デジタル・サイネージ」の導入強化を進め、店舗の改装やスクラップ&ビルドにも引続き積極的に取り組んでおります。

改装は103店実施し、スクラップ&ビルドを含む新しい店舗を39店開設した一方で、戦略的な閉鎖を先行した結果、期末店舗数は1,165店と前期末に比べ9店減少（前期末比99.2%）となりました。

今年は、北海道胆振東部地震や数多かった大型台風による被害などの影響がありましたが、以上の取り組みに加えソフトバンク社のキャンペーン「SUPER! FRIDAY」とのコラボレーション（3月・4月、10月）を実施し、売上高は200億86百万円と前期を1.5%上回ることができました。

売上原価は、101億92百万円（原価率50.7%）となり、キャンペーンの仕組みやプロダクト・ミックスの違いはありましたが、売上総利益は98億93百万円（前期比0.5%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、当期はコラボレーション・キャンペーンの実施を含め積極的な販売促進活動により前年に比べ増加し、営業利益は4億46百万円と前期を下回りました。但し積極的な異業種コラボレーションによるロイヤリティー収入増などにより経常利益は6億2百万円（前期比2.4%増）、当期純利益は2億82百万円（前期比6.6%増）と増益とすることができました。

なお、当社はアイスクリーム製品の製造及び販売等を行う単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

主な設備投資の状況につきましては、工場の生産設備などに1億74百万円（富士小山工場1億18百万円、神戸三木工場55百万円）、フランチャイジーの店舗設備に6億78百万円を投資いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期は、金融機関から所要運転資金を短期借入により25億円、長期借入により10億円調達いたしましたが、当期中に短期借入金を35億円、長期借入金を3億56百万円返済いたしました。

以上の結果、当期末の借入金残高は、長期借入金20億94百万円のみとなっております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円、但し1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は円)

区 分	2015年度 (第43期)	2016年度 (第44期)	2017年度 (第45期)	2018年度 (第46期)
売 上 高	18,561,664	19,706,283	19,790,399	20,086,346
経 常 利 益	3,281	557,645	588,990	602,961
当期純利益又は当期純損失 (△)	△126,168	175,369	264,815	282,302
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△13.09	18.20	27.48	29.30
総 資 産	17,983,284	18,364,495	18,288,785	18,344,950
純 資 産	9,762,790	9,588,032	9,466,952	9,402,492
1株当たり純資産額	1,013.16	995.02	982.46	975.77

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社の経営成績に重要な影響を与える要因と致しまして、以下の点を認識しております。

- ① 製造コストに影響を及ぼすものとして、乳原料や資材の価格高騰。
- ② 当社は原材料全体の30%程度を輸入しており、製造コストに影響を及ぼすものとして、為替の大幅な円安。
- ③ 物流費上昇に影響を及ぼすものとして、エネルギー価格の高騰。
- ④ 店舗売上に影響を及ぼすものとして、消費の低迷、少子高齢化及び人口減少。
- ⑤ 企業の社会的信頼へ影響を及ぼすものとして、予見不可能な原因による製品クレームや異物混入。
- ⑥ 店舗への製品供給へ影響を及ぼすものとして、自然災害の被害による工場の操業停止。
- ⑦ キャッシュレス決済や軽減税率への対応（オペレーション、POSレジスター他）。

これらに対処する施策と致しまして、以下の点を掲げております。

- ① 生産イノベーションによる原価低減の研究を推進。
- ② 輸入原材料の支払について、製造原価の安定のため一部為替予約によるヘッジを実施。
- ③ フランチャイジー店舗への配送ルート効率化、積載率向上、物流倉庫の拠点の見直し。
- ④ 新しいフレーバーの投入、新商品の開発、販売促進キャンペーンの強化、TVCMや

SNSを使った広告活動・PR活動の一層の強化など、マーケティング全般の高度化。

- ⑤ 富士小山工場・神戸三木工場でのQC活動、フランチャイジー店舗を含む全社的なオペレーション向上運動の推進強化。
- ⑥ 富士小山工場（東日本）、神戸三木工場（西日本）の2工場体制維持。
- ⑦ 全店舗にブロードバンド回線を導入し、POSレジスターの対応開発を推進。

以上を実施することにより、消費者に安全かつ安心な商品と、美味しさと楽しさ、新鮮な驚きを提供し、業績の向上、企業価値の増大に邁進していく所存です。

(7) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

当社の主な事業内容は、アイスクリームの製造とフランチャイジーに対する販売及び直営店での顧客への販売並びに店舗用設備の賃貸であります。なお、フランチャイジーへの販売には、小売売上高の一定率のロイヤリティ及びフランチャイズ契約締結時におけるフランチャイジーからの受取一時金が含まれております。

(8) 主要な営業所等（2018年12月31日現在）

- 営業所　：　東日本営業本部
 東京営業所、神奈川・山静営業所、千葉・埼玉営業所、
 信越・北関東営業所、東北・北海道営業所（以上東京）
 西日本営業本部
 中部・北陸営業所（愛知）、関西営業所、中国・四国営業所（以上兵庫）
 九州営業所（福岡）
- 直営店　：　目黒店、デックス東京ビーチ店、
 サーティワン エクスペリエンス ダイバーシティ東京プラザ店（以上東京）
 ホワイトいうめだ店（大阪）
 夙川店、甲子園ライトスタンド店、甲子園レフトスタンド店（以上兵庫）
- 工場　　：　富士小山工場（静岡）、神戸三木工場（兵庫）

(9) 使用人の状況（2018年12月31日現在）

区 分	使用人数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男	167名（ 10名減 ）	42.3歳	13年3ヶ月
女	39名（ - ）	38.1歳	9年5ヶ月
計又は平均	206名（ 10名減 ）	41.5歳	12年7ヶ月

- (注) 1. 使用人には、パートタイマー等臨時使用人は含まれておりません。
2. パートタイマー等臨時使用人の期中平均雇用人数は267名であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	1,194,174千円
株式会社三菱UFJ銀行	527,500千円
株式会社みずほ銀行	235,000千円
三井住友信託銀行株式会社	97,500千円
株式会社三井住友銀行	40,160千円

2. 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 38,003,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,635,993株 (自己株式8,561株を除く)
 (3) 株主数 6,621名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ダンキン ブランズ インターナショナル ホールディングス リミテッド	4,174,000株	43.31%
株式会社不二家	4,174,000株	43.31%
フジ日本精糖株式会社	25,000株	0.25%
萬運輸株式会社	24,900株	0.25%
浦山 詔雄	18,000株	0.18%
サ－テイワ ン 従業員持株会	14,300株	0.14%
名古屋屋 早苗	11,700株	0.12%
青野 和雄	10,000株	0.10%
松山 和夫	10,000株	0.10%
アルファファーズ株式会社	9,000株	0.09%

(注) 持株比率は自己株式 (8,561株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2018年12月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2018年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松 山 和 夫	
代表取締役社長	渡 辺 裕 明	
取締役副社長	安 齊 正 明	
取 締 役	ジョージ・マッカラン	ダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナッツ&バスキン・ロビンス インターナショナル中国・日本・韓国・中南米 副社長
取 締 役	ピーター・ジャンセン	ダンキン ブランズ インク サプライチェーン・インターナショナル担当副社長
取 締 役	櫻 井 康 文	株式会社不二家 代表取締役社長
取 締 役	飯 島 幹 雄	山崎製パン株式会社 取締役副社長
常 勤 監 査 役	遠 山 一 彌	
監 査 役	高 橋 健 一	公認会計士
監 査 役	山 田 幸 太 郎	公認会計士

- (注) 1. 取締役ジョージ・マッカラン氏、ピーター・ジャンセン氏、櫻井康文氏及び飯島幹雄氏は、社外取締役であります。
2. 取締役飯島幹雄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役高橋健一氏及び山田幸太郎氏は社外監査役であります。
4. 監査役高橋健一氏及び山田幸太郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役遠山一彌氏は、当社経理部及び総務部に1975年10月から2007年3月まで在籍し、通算27年にわたり決算業務ならびに財務諸表の作成等に從事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
6. 監査役高橋健一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
7. 監査役山田幸太郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
8. 取締役ビル・ミッチェル氏は、2018年3月16日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (0名)	91,600千円 (0千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	26,100千円 (7,200千円)
合計	6名	117,700千円

- (注) 1. 役員報酬限度額（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は除く）
 取締役 年額100,000,000円（2008年3月27日開催の定時株主総会決議による。
 但し、役員賞与は、本限度額には含まれておりません。）
 監査役 年額 30,000,000円（1991年3月28日開催の定時株主総会決議による。）
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額 3,000千円
 （取締役3名に対し 3,000千円）
 ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額 15,700千円
 （取締役3名に対し 13,600千円、監査役1名に対し 2,100千円）
3. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
 なお、上記の支給人員には、無報酬の社外取締役は含んでおりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 1) 取締役ジョージ・マッカラン氏及びピーター・ジャンセン氏の兼職先であるダンキン ブランズ インクは、ダンキン ブランズ インターナショナル ホールディングス リミテッド及びバスキン・ロビンス・フランチャイジング エルエルシーの親会社（100%出資）であります。

ダンキン ブランズ インターナショナル ホールディングス リミテッドは、当社の株式の43.31%（4,174,000株）を保有しております。また、当社は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号）であるバスキン・ロビンス・フランチャイジング エルエルシーと「ライセンス及び技術援助契約」を締結しており、日本国内

におけるアイスクリーム類の製造・販売並びにフランチャイズ方式によるアイスクリーム販売の組織化及び運営に関するノウハウの提供を受けております。

2) 取締役櫻井康文氏の兼職先である株式会社不二家は、当社の株式の43.31% (4,174,000株) を保有しております。また、同社は取締役飯島幹雄氏の兼職先である山崎製パン株式会社の子会社であります。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	ジョージ・マッカラン	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席し、世界規模で展開するダンキン ブランズの東アジア及び中南米の担当副社長として、グローバルな視点から発言を行っております。
取締役	ピーター・ジャンセン	2018年3月16日就任以降開催した取締役会5回の全てに出席し、世界規模で展開するダンキン ブランズの物流部門の責任者としてグローバルな視点から発言を行っております。
取締役	櫻井康文	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。
取締役	飯島幹雄	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、ベーカリーチェーンの展開等を通じて得た幅広い知識・経験から発言を行っております。
監査役	高橋健一	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席し、また監査役会6回の全てに出席して、主に公認会計士としての豊富な経験に基づき専門的見地から発言を行っております。
監査役	山田幸太郎	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席し、また監査役会6回の全てに出席して、主に公認会計士としての豊富な経験に基づき専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第2条第1項）の業務に係る報酬等の額	39,900,000円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,900,000円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システム基本方針について

当社は、2006年5月17日の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し決議し、その後の改定を経て、2015年4月24日の取締役会において一部を改定いたしました。改定後の基本方針は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2005年1月19日制定の当社「行動規範及び行動指針」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を役員、従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、各部門の長をコンプライアンス責任者と

し、これら責任者で構成するコンプライアンス委員会を設置します。コンプライアンス委員会は社長を統括責任者とし、コンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努め、その対策を具体化します。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総務人事部長及び顧問弁護士を窓口とするヘルプライン（内部通報制度）を設置・運営します。なお、従業員のヘルプラインへの情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わないものとします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 会社の重要な意思決定は、株主総会、取締役会、経営会議及び稟議によって行われ、その議事録及び稟議書は、法律及び「文書管理規程」に従い、所定の期間保存をします。
- 2) 会社のその他の意思決定についても必ず文書化をするか、又は議事録を作成し、法令保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存します。定めのない情報については、各部門、部署の管理責任者が保存の要否及び期間を定め対応することとします。
- 3) 取締役及び監査役がこれらの議事録、稟議書及び各文書の閲覧を要請した場合は、速やかに閲覧できるように管理します。

③損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理規程を作成し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれの担当部門がリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組みます。総務人事部においては組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行います。新たに生じたリスクについては、社長が速やかに担当部門を定め対応します。

- 1) リスクの発生及び行動規範に反する行為が認められたときは、部門長、総務人事部長、監査室等、社内関連部門のいずれかに相談・報告します。
- 2) 監査室は、各種規程に沿った対応が行われているかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告します。また、併せて経営会議にも報告を行います。
- 3) 関連部門はコンプライアンス委員会に報告・協議の上、関係者への連絡・連携・対策については「リスク管理規程」及び「危機管理マニュアル」に則り行います。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、中期経営計画を策定し、各年度毎の取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な計画を毎年1月の政策発表会で発表し、浸透を図ります。また、取締役会、経営会議、定期的な部長会議、部門会議等でその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を

促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図ります。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人

監査役は、監査室の職員に監査業務に必要な事項を命ずることができ、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし監査役の当該職員に対する指示が確実に実行されるようこれを確保します。また、当該職員の人事異動、人事評価等については、監査役と協議するものとします。

⑥監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告します。また取締役及び従業員は、法令違反、定款違反、不正行為等全社的に重大な影響を及ぼす事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。なお、従業員の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わないものとします。

取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等との連携を図れる環境を保障し、その費用は会社が負担するものとします。

⑦財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。当社は総務人事部において、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を図ります。

(2) 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について

以上の方針に基づき当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

監査室は、内部業務監査を実施するとともに、関係部署と連携して金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行い、適宜取締役会への報告を行っております。

②コンプライアンス

当社は、「行動規範及び行動指針」を定め、社内グループウェアで公開するとともに年1回開催される全社員参加の政策発表会においてこれを確認し、役員、社員が法令・定款及び社会規範を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、監査室は内部業務監査を実施しコンプライアンス遵守の実効性向上に努めております。当社は問題の早期発見と改善措置を図るため総務人事部長及び顧問弁護士を窓口とするヘルプラインを設けております。

③リスク管理体制

各部署において法令遵守、衛生管理等に係るマニュアル等を作成し、社員、フランチャイジー等関係者に周知するとともに、総務人事部が組織横断的にリスクを洗い出し、リスク管理規程、危機管理マニュアルを整備してその運用を図っております。

④監査役の監査体制

当社の監査役は、経営会議等の重要会議に出席し、稟議案件の審議の他、直営店営業状況、売上債権回収状況、製品クレーム分析等テーマ別に担当部署からの報告を受け、重要情報及び問題点を共有することで監査の実効性向上を図っております。また監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、意見を交換し、相互理解を深めると共に会計監査人、監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、当社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	2,395,376	買掛金	580,568
売掛金	3,203,637	1年内返済予定の長期借入金	430,204
製成品	750,395	未払金	1,655,648
原材料	645,025	未払費用	37,568
貯蔵品	350,390	未払法人税等	175,568
前渡金	40,772	未払消費税等	43,571
前払費用	284,641	前受金	2,276,977
繰延税金資産	115,479	預り金	162,466
その他貸倒引当金	200,337	賞与引当金	42,375
	△86	役員賞与引当金	3,000
流動資産合計	7,985,970	ギフト券回収損失引当金	186,386
固 定 資 産		その他の	71,476
有形固定資産		流動負債合計	5,665,813
建物	2,445,869	固 定 負 債	
構築物	222,924	長期借入金	1,664,130
機械及び装置	1,461,026	退職給付引当金	166,719
貸店舗用設備	1,843,667	役員退職慰労引当金	85,900
直営店舗用設備	78,294	資産除去債務	128,197
車両運搬具	21,714	長期預り保証金	1,231,698
工具器具備品	194,810	固定負債合計	3,276,645
土地	695,362	負債合計	8,942,458
建設仮勘定	92,698	純 資 産 の 部	
有形固定資産合計	7,056,366	株 主 資 本	
無 形 固 定 資 産		資 本 金	735,286
ソフトウェア	327,651	資 本 剰 余 金	
ソフトウェア	39,733	資 本 準 備 金	241,079
電話加入権	17,065	資 本 剰 余 金 合 計	241,079
無形固定資産合計	384,450	利 益 剰 余 金	
投資その他の資産		利 益 準 備 金	168,676
投資有価証券	74,378	その 他 利 益 剰 余 金	
長期貸付金	3,003	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	39,512
破産更生債権等	139,865	別 途 積 立 金	4,140,000
長期前払費用	506,127	繰 越 利 益 剰 余 金	4,094,676
繰延税金資産	21,369	利 益 剰 余 金 合 計	8,442,866
敷金及び保証金	2,181,193	自 己 株 式	△16,893
その他の貸倒引当金	19,685	株 主 資 本 合 計	9,402,337
貸倒引当金	△27,460	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
投資その他の資産合計	2,918,163	その他有価証券評価差額金	154
固定資産合計	10,358,980	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	154
資 産 合 計	18,344,950	純 資 産 合 計	9,402,492
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	18,344,950

損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,086,346
売上原価		10,192,421
売上総利益		9,893,924
販売費及び一般管理費		9,447,746
営業利益		446,178
営業外収益		
受取利息	1,774	
店舗用什器売却益	35,636	
販売済未使用ギフト券収入	124,287	
受取ロイヤリティー	48,230	
その他の収益	22,003	231,934
営業外費用		
支払利息	14,700	
店舗用設備除却損	17,383	
ギフト券回収損失引当金繰入額	41,280	
その他の費用	1,786	75,150
経常利益		602,961
特別利益		
固定資産売却益	757	757
特別損失		
固定資産売却損	2,046	
固定資産廃棄損	27,569	
災害損失	16,192	45,808
税引前当期純利益		557,910
法人税、住民税及び事業税	273,537	
法人税等調整額	2,069	275,607
当期純利益		282,302

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2018年1月1日残高	735,286	241,079	241,079	168,676	43,167	4,140,000	4,145,978	8,497,822
当 期 中 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△3,654			3,654	-
剰 余 金 の 配 当							△337,259	△337,259
当 期 純 利 益							282,302	282,302
株主資本以外の項目の 当期中変動額(純額)								
当 期 中 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△3,654	-	△51,301	△54,956
2018年12月31日残高	735,286	241,079	241,079	168,676	39,512	4,140,000	4,094,676	8,442,866

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2018年1月1日残高	△16,893	9,457,294	9,657	9,657	9,466,952
当 期 中 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰 余 金 の 配 当		△337,259			△337,259
当 期 純 利 益		282,302			282,302
株主資本以外の項目の 当期中変動額(純額)			△9,503	△9,503	△9,503
当 期 中 変 動 額 合 計	-	△54,956	△9,503	△9,503	△64,459
2018年12月31日残高	△16,893	9,402,337	154	154	9,402,492

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月4日

B-R サーティワン アイスクリーム株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 萩 森 正 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、B-R サーティワン アイスクリーム株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月4日

B-R サーティワン アイスクリーム株式会社
監査役会

常勤監査役 遠山 一 彌 ㊟

監査役 高橋 健 一 ㊟

監査役 山田 幸太郎 ㊟

(注) 監査役高橋健一及び山田幸太郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、収益力の向上・財務体質の強化を図りながら、株主への利益還元と安定した配当政策を実行していきたいと考えており、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、金144,539,895円となります。

また、すでに中間配当金として1株につき15円をお支払いたしておりますので、年間の配当金は1株につき30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月18日（月曜日）

2. その他剰余金の処分に関する事項

該当事項はございません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の今後の事業展開ならびに事業拡大に向けた経営体制の一層の強化に備え、現行定款第23条（代表取締役および役付取締役）について、所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（代表取締役および役付取締役） 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>（代表取締役および役付取締役） 第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役副会長各1名 <u>またはそれ以上</u>、取締役社長1名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 まつやま かずお 松山和夫 (1937年8月4日生)	1961年4月 明治乳業株式会社入社 1987年9月 ボーデン・インターナショナル（ジャパン）インク社長 1990年7月 ボーデン・ジャパン株式会社代表取締役社長 1995年3月 当社代表取締役社長 2008年1月 当社取締役会長 2009年3月 当社取締役退任 2016年3月 当社代表取締役会長（現任）	10,000株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>松山和夫氏は、1995年3月より2008年1月まで当社の代表取締役社長として経営の先頭に立ち、当社の事業基盤の礎を築きました。2016年3月に改めて代表取締役会長に就任し業績の回復に努めました。当社が更なる持続的な成長を果たしていくための経営基盤の強化に取り組むうえで、その豊富な経営経験と知見が欠かせないことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	再任 わたなべ ひろあき 渡辺裕明 (1956年12月22日生)	1980年3月 山一証券株式会社入社 1985年4月 当社入社 1990年4月 当社営業本部営業管理部マネージャー 1995年4月 当社経営企画本部経営企画部マネージャー 2003年4月 当社執行役員社長室長 2007年4月 当社常務執行役員管理本部長兼社長室長 2009年3月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2011年3月 当社常務取締役管理本部長 2013年3月 当社代表取締役社長（現任）	0株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>渡辺裕明氏は、長年に亘り営業管理、経営企画の責任者として業務に携わり、2013年3月より代表取締役社長を務め、経営全般の指揮を執って業績の回復に努めました。当社が今後も持続的な成長を果たしていくために、その豊富な経験と知見が欠かせないことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>あんざい まさあき</small> 安齊 正明 (1960年11月22日生)	1983年 4月 当社入社 1995年 4月 当社マーケティング本部マーケティング部マネージャー 1996年 7月 当社営業統轄本部東京第二営業所長 2006年 4月 当社営業統轄本部東日本店舗開発部長 2009年 3月 当社営業統轄本部副本部長兼東日本店舗開発部長 2009年 4月 当社執行役員営業統轄本部東日本営業本部副本部長兼東日本店舗開発部長 2014年 4月 当社執行役員営業統轄本部東日本営業本部兼東日本店舗開発部長 2015年 3月 当社取締役営業統轄本部長 2017年 3月 当社取締役副社長 (現任)	500株
<取締役候補者とした理由> 安齊正明氏は、長年に亘り営業部門、店舗開発部門の責任者として業務に携わり、2015年3月から取締役、2017年3月には取締役副社長として当社の経営を担い、業績の回復に努めました。当社が今後も持続的な成長を果たしていくために、その豊富な経験と知見が欠かせないことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外取締役</div> ジョージ・マッカラン (1967年7月26日生)	1995年 5月 ダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナツ&バスキン・ロビンス ミシガン地区オペレーションマネージャー 2013年 4月 ダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナツ マネジング取締役 (中国) 2015年10月 ダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナツ&バスキン・ロビンス インターナショナル中国 副社長 2017年 1月 ダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナツ&バスキン・ロビンス インターナショナル中国・日本・韓国・中南米 副社長 (現任) 2017年 3月 当社社外取締役 (現任)	0株
<社外取締役候補者とした理由> ジョージ・マッカラン氏は、世界規模で展開するダンキン ブランズ インク ダンキン・ドーナツ&バスキン・ロビンスの東アジア及び中南米の担当副社長としてグローバルな視点で当事業の全般に有益な助言をいただい、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	再任 社外取締役 ピーター・ジャンセン (1968年9月6日生)	1990年 9月 大阪府立堺東高等学校 英語教師 1993年 5月 ピルズベリー社 ハーゲンダッツ・インターナショナル・カスタマーサービス マネージャー 1998年 2月 ドライヤーズ・ブランド/ネスレ・アイスクリーム社 地域物流マネージャー 2008年10月 モーリークールズ社 セールス&サプライチェーン担当取締役 2010年 9月 ダンキン ブランズ インク グローバル・サプライチェーン バスキン・ロビンス担当取締役 2014年 8月 ダンキン ブランズ インク グローバル・サプライチェーン バスキン・ロビンス担当上級取締役 2015年12月 ダンキン ブランズ インク サプライチェーン・インターナショナル担当副社長 (現任) 2018年 3月 当社社外取締役 (現任)	0株
	<p><社外取締役候補者とした理由> ピーター・ジャンセン氏は、ダンキン ブランズ インクの国際規模で展開する物流部門の責任者としてグローバルな視点で当社事業の全般に有益な助言をいただけ、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
6	再任 さくらい やすふみ 櫻井 康文 (1949年1月6日生)	1972年 4月 株式会社不二家入社 2004年 6月 同社執行役員菓子事業本部マーケティンググループリーダー兼不二家ファミリー文化研究所長 2005年 6月 同社取締役菓子事業本部マーケティンググループリーダー兼不二家ファミリー文化研究所長 2007年 1月 同社代表取締役社長 (現任) 2008年 3月 当社社外取締役 (現任)	0株
	<p><取締役候補者とした理由> 櫻井康文氏は、株式会社不二家の代表取締役社長を務めており、その知識、経験を活かして当社の事業全般に有益な助言をいただいております、取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> 飯島 幹雄 (1966年7月10日生)	1997年4月 山崎製パン株式会社入社 2004年3月 同社取締役 2006年10月 同社常務取締役 2006年10月 株式会社東ハト代表取締役社長 2008年3月 当社社外取締役(現任) 2010年3月 山崎製パン株式会社常務取締役生産統括本部長 2010年9月 同社常務取締役広域流通営業本部長 2012年8月 同社常務取締役経営企画室長 2013年1月 同社常務取締役生産統括本部長 2013年6月 同社常務取締役営業担当 2013年8月 同社専務取締役営業担当 2014年10月 同社専務取締役営業・デイリーヤマザキ事業担当 2016年11月 同社専務取締役営業・デイリーヤマザキ事業・総合クリエイションセンター担当 2018年3月 同社取締役副社長 営業部門・デイリーヤマザキ事業担当(現任)	0株
<社外取締役候補者とした理由> 飯島幹雄氏は、山崎製パン株式会社の取締役副社長を務めており、その知識、経験を活かして当社の事業全般に有益な助言をいただいております。社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注)
1. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2018年12月31日現在の状況を記載しております。
 2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. ジョージ・マッカラン氏、ピーター・ジャンセン氏及び飯島幹雄氏は、社外取締役候補者であります。
 4. ジョージ・マッカラン氏の当社での社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 5. ピーター・ジャンセン氏の当社での社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 6. 飯島幹雄氏の当社での社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって11年となります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 とよま かずや 遠山 一彌 (1947年10月9日生)	1971年12月 伊藤忠A・M・F株式会社入社 1975年10月 当社入社 1987年9月 当社経理部マネージャー 1997年3月 当社経理部部長 2000年4月 当社執行役員経理部部長 2007年3月 当社常勤監査役（現任）	0株
<p><監査役候補者とした理由></p> <p>遠山一彌氏は、当社経理部、総務部に永年に亘り在籍し、決算業務及び財務諸表の作成等に従事しました。2007年3月より当社常勤監査役に就き監査業務に精通しております。これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、今後も当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	再任 社外監査役 独立役員 たかはし けんいち 高橋 健一 (1946年12月28日生)	1969年4月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 1981年7月 公認会計士登録 1990年7月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員 1997年3月 当社社外監査役（2003年3月退任） 2003年10月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員 2006年8月 アスト税理士法人設立 パートナー（現任） 2007年3月 当社社外監査役（現任） 2013年6月 （公財）三井住友海上文化財団 監事（現任）	0株
<p><社外監査役候補者とした理由></p> <p>高橋健一氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験を当社の監査体制の強化に今後も活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	再任 社外監査役	1970年4月 監査法人千代田事務所入所 1982年8月 公認会計士登録	0株
	独立役員 山田 幸太郎 (1948年1月8日生)	1993年11月 山田公認会計士事務所開所(現任) 2001年9月 中央青山監査法人 代表社員 2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2011年3月 当社社外監査役(現任)	
<p><社外監査役候補者とした理由></p> <p>山田幸太郎氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験等を当社の監査体制の強化に今後も活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を遂行していただけると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 高橋健一氏及び山田幸太郎氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、社外監査役候補者である高橋健一氏及び山田幸太郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、高橋健一氏、山田幸太郎氏が再選された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任賠償の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 4. 高橋健一氏及び山田幸太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり再選された場合引き続き独立役員となる予定です。
 5. 高橋健一氏の当社での社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
 6. 山田幸太郎氏の当社での社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役4名を除く取締役3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額3,000千円支給することといたく存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任いたたく存じます。

以上

